資本的支出の際に付すべき耐用年数の誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人  大阪府立病院機構 | １　平成25年３月29日に取得した建物附属設備「受変電設備改修工事」が耐用年数５年で固定資産台帳に登録されているが、新設時の耐用年数は15年（電気設備の地方公営企業法施行規則に定める耐用年数）である。  この改修工事は元あった「特別高圧受変電棟」に対する資本的支出であり、元の資産の耐用年数を用いて固定資産台帳に登録されている。元の資産には独法化時点（平成18年度）で中古資産の耐用年数５年が付されている。  中古資産の耐用年数について、独立行政法人大阪府立病院機構は、法人税法の個別通達を準用しており、資本的支出の金額が取得価額の50％を超える場合は新規取得の耐用年数15年を付すこととしているにもかかわらず、この改修工事について元の資産と同じ中古資産の５年が付されていた。  ２　当該受変電設備改修工事は、耐用年数登録誤りの影響により、減価償却費が過大に計上されている。この他に、平成24年度に取得した高額な資本的支出の耐用年数を確認したところ、同様の誤りがあった。  これらの改修工事について、耐用年数が正しく適用された場合と比較して、平成24年度は14百万円（取得日から１～３か月分）、１年間で計算すると147百万円の減価償却費の過大計上となっている。 | 平成24年度の高額な資本的支出の中で、耐用年数が誤って登録されているものが４件あった。誤った耐用年数を付すことは毎年度の損益計算をゆがめる結果に繋がるため、修正されたい。  また、固定資産台帳を精査し、現在登録されている金額的に重要な資本的支出について、耐用年数が誤っていないか、点検されたい。    個別通達　第５節　中古資産の耐用年数  （見積法及び簡便法を適用することができない中古資産）  １－５－２　法人が中古資産を取得した場合において、当該減価償却資産を事業の用に供するにあたって支出した資本的支出の金額が当該減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときは、当該減価償却資産については、別表第１、別表第２、別表第５又は別表第６に定める耐用年数によるものとする。  （中古資産に資本的支出をした後の耐用年数）  １－５－３　１－５－２の取扱いは、法人が見積法又は簡便法により算定した耐用年数により減価償却を行っている中古資産につき、各事業年度において資本的支出を行った場合において、一の計画に基づいて支出した資本的支出の金額の合計額又は当該各事業年度中に支出した資本的支出の金額の合計額が、当該減価償却資産の再取得価額の100分の50に相当する金額を超えるときにおける当該減価償却資産及びこれらの資本的支出の当該事業年度における資本的支出をした後の減価償却について準用する。 | 耐用年数の誤りについては、平成25年度に修正を行い、決算に反映した。  なお、現在付されている耐用年数の点検については、重要な資産から平成28年度以降の実査に合わせて計画的に確認を行う。 |